

〔中国現代史の証言〕 (10)

第一次国共合作と孫文 ——国民党一大宣言をめぐって——

東亜

一九九一年 四月号

狭間 直樹

(京都大学教授)

はじめに

歴史上の重要事件で、その真相が曖昧なヴェールの下に閉ざされているものは数多くある。昨秋、NHKのテレビに登場して話題をまいた張学良が仲立ちをした蒋介石・周恩来会談などはその尤なるものといつてよい。

一九三六年十二月に起こった西安事件は、中国近代史上もつともセンセーショナルな事件の一つである。国民党政権のナンバー2張学良が、ナンバー1の蒋介石を幽閉して、共産党にたいする内戦の停止と日本の侵略にたいする一致抗戦を迫ったのだから、事件は中国はもとより、全世界の注目のもとに展開されたのであった。にもかかわらず、そのハイライト蔣

介石・周恩来会談については、その結果として第二次国共合作が成立したことははっきりしているにもかかわらず、その中身はブラックボックスのなかに閉じ込められたままなのである。

蒋介石、周恩来両者の逝去からすでに十五年あまりたったいま、張学良がなにかを語ってくれるかもしれないと期待するのは人情だろうし、実際、アナウンサーもかなり食いさがっていたように思う。しかし、他のことについては、九十歳とはとても思えぬ記憶力と、饒舌ともいえる雄弁ぶりを発揮した張学良も、かの会談についてはあくまで口を噤んで話すことを拒みとおした。

この調子では、三者のうちのだれかが秘密のメモワールを

残していてくれないうかぎり、事件のハイライトをなす会談の真相は永久に闇のなかに葬られてしまう。歴史的事件のなかには、人に知られぬことによってその輝きを増すものもある、といってしまうは、それまでのことかもしれないが、それにしても……との感慨に捉われるのは、決して私だけではないまい。

ところで、第二次国共合作に先立つこと十余年、一九二四年に成立した第一次国共合作についても、いまだにその真相の判断とせぬものが多い。ここで問題にしようとしているのは、中国近代史上もっとも有名な宣言の一つに属する、第一次国共合作の成立を告げる中国国民党第一次全国代表大会の宣言文であるが、この宣言文は、奇妙なことに二種類あるのである。

もちろんひとつの政党、それも地方政権とはいえず、れっきとした政権を担当していた国民党の公開の大会の宣言が二つあるとはいかにも不思議である。歴史の事実としては一つだったはずだが、のちの歴史の展開の過程のなかで二つになってしまったのである。ここでは本来一つでなければならぬ宣言が、どうして二つあるのか、そのありようについて見ていくことにする。

第一次国共合作の成立

まず、中国国民党第一次全国代表大会（以下、一全大会と略称）の宣言が生み出された歴史的背景をみることにしよう。

一全大会が開催されたのは、一九二四年一月のことである。

一九二四年といえば、第一次世界大戦が終わって五年あまり。国際的には戦争は起こっていないが、中国では北京の中央政府にたいし、南方には孫文の率いる地方政府、広東大元帥府（大本営）なる政権があり、各地に軍閥が割拠して大小さまざまな内戦が数多く起こっていた頃である。

孫文はこのころ、安徽派の段祺瑞、奉天派の張作霖と、いわゆる三角同盟をむすんで北京の直隸派政府の打倒を画策していたが、それと並行して国民党を改組して新たな革命の実践に踏み出そうとしていた。直隸、安徽、奉天の三派は袁世凱なきあとの北洋軍閥の三大派閥である。

大会は一月二十日の午前に開会式を挙行、レーニンの逝去を悼んで二十五日午後から二十七日まで二日半休会し、三十日午後には閉会式をとり行っているから、会期は都合八日半であった。会場は広州の広東高等師範学校、のちに中山大学となる当地の最高学府の講堂（いまは魯迅記念館兼一全大会旧址）である。

代表は国内各省、海外支部等の選出代表および孫文指名の

代表、計百九十六人、うち百六十五人が出席したとされる。会議の主役はもちろん党総理の孫文、彼は大会の招集者であると同時に議長でもあった。彼を助ける議長団には汪兆銘、胡漢民、林森、謝持、李守常（李大釗）ら五人が任命されている。代表のなかには陳独秀、毛沢東、廖仲愷、戴季陶らの名前も見える。

常任の議長である孫文は、より全般的な統括に忙殺されていたのであろう、あまり会議に出席しなかった。全部で十七セッションの会議のうち、彼がまるまる出たのは、最初の開会式と最後の閉会式、二十三日の午前と三十日の午後の四セッションにすぎない。途中で出、欠席したのが三回だから会議場内には半分以上しかいなかったことになる。それでもよいほど、彼のインシアティブは確立されていたのである。

孫文については詳しく説明すればきりがなが、二、三をいえば、一八六六年、広東省香山県（いまの中山県）の生まれで、逝去は一九二五年、すなわち大会の翌年である。国民党の第二回大会は一九二六年一月の開催だから、孫文はわずかに第一回大会だけしか出席できなかったことになる。

彼が近代中国を代表する革命家となりえたのは、百折不撓の実践もさながら、やはり三民主義の名で知られるその革命理論によってである。三民主義とは、民族・民権・民生の三主義の統称であって、民族独立の達成、民主政治の確立、

人民生活の保障をその内容とし、中国革命を成功させるための唯一の正しい理論とされるものである。三民主義は五権憲法——すなわち立法・行政・司法の三権に、官吏任用のための考試権と官吏監視のための監察権をくわえた五権を構成要素とする憲法——とセットになって、孫文思想の核心をなすものである。

第一回大会こそ一九二四年だが、中国国民党の歴史は古い。普通には一八九四年にハワイで創立された興中会から数えるので、このときすでに三十年の歴史を誇る。したがって、いまから三年後の一九九四年には百周年を祝うことになる。

興中会はやがて華興会、光復会等と結んで中国同盟会となり、その同盟会が推進役になって辛亥革命を遂行し、清朝打倒に成功する。革命の結果、一九一二年に中華民国が創立され、民主的な臨時憲法の制定、選挙による国会開設も行われる。国会では同盟会の流れを汲む国民党（このときは中国国民党ではなく国民党が正式名称）が最大の勢力になったが、やがて国会は蹂躪され、取り潰される。

新しい共和国は民国とは名ばかり、実質は満州王朝に代わった袁世凱に率いられる北洋軍閥の専制国家にすぎなかった。そこで孫文は、公開政党の国民党にかえて秘密結社中華革命党を創立して新たな革命に取り組むのだが、なかなか所期の目的を達成することができなかった。

孫文は革命の元勳としての声望を元手に、南方の軍閥、および北京中央政府反対の政客連を利用して広東に地方政權を樹立するが、彼ら軍閥政客連は、みずからの利害に忠実ばかりで、当然ながら、けっして孫文の理想と主義を実現するために邁進しようとはしなかった。かくして孫文は再度三度、革命党による革命の道を模索する。空前の民衆運動であった五四運動のあと、一九一九年十月、中華革命党は、そのような願いを込めて中国国民党に改組されるのである。

しかし、ことは孫文の思惑どおりに進まなかった。興中会同盟会らしいの伝統をもつ国民党は、たしかにかなりの社会的勢力を有していた。それはそれで有利なことではあったが、その反面として不利な要素でもあった。社会的、政治的に地位、勢力を有する黨員の多くは、革命の理想と主義の実現に全身全霊を捧げようとするエネルギーを欠いていたのである。それこそ孫文が黨員にもっとも期待したものだのだが。

ところで、ロシア革命の影響のもと、一九二一年に中国にも共産党が誕生した。陳独秀を中心に、当初わずかに五十余人の黨員でもって設立された共産党は、有為の青年たちを集集し、おおいに世の注目を浴びるにいたった。孫文は、彼らの新思想かぶれ、西洋崇拜にたいする忌憚のない批判をたえず口にしつづけたものではあるが、新生のこの党の黨員こそ、彼の期待するエネルギーに充ち満ちた活動家たちの群だっ

た。

いまではまったく色褪せてしまったとはいえ、ボリシェヴィズムの理想に駆り立てられた共産主義者たちの命を賭した革命的实践こそ、二十世紀を強烈にいろどる歴史的特色なのだが、なかでも中国のそれはもっとも特筆に値するものの一つであった。この大会から、わずか四半世紀後における中華人民共和国の誕生は、そのなによりの証左である。

孫文からすれば、ロシア革命は帝国主義の世界支配をうち破り、民衆の解放をめざすという点で、基本的に歓迎すべきことがらだった。彼の主義との関連で言えば、「共産は民生主義の理想であり、民生は共産主義の実行」なのである。つまり、ボリシェヴィキの掲げる共産主義の理想には賛成しえても、それをそのまま中国に適應することはできないと考えていた。ゆえにレーニンがネップを採用するにおよんで、これは自分の民生主義にほかならぬと見なし、自分の理論の正しさがいっそう証明されたと考えた。

しかも、孫文は自分の革命にたいする外国の援助を求めていたし、ソ連も帝国主義世界体制を動揺させるための中国の革命を望んだ。コミンテルンの活動の一点は、ほかでもなく中国に置かれていたのである。

このとき、国民党が共産党のもつ、溢れるばかりのエネルギーを取り込もうとしたとすれば、共産党の側は国民党の

「傘」のもとで、より安全に発展できる道を歩むことにしたのであって、共通の敵、帝国主義と軍閥をまえにして、両者の利害は明らかに一致していたのである。

もちろん、両者の間に矛盾がなかったわけではないが、ソ連と連携し、中国共産党のわかかわかしエネルギーを取り込むべく国共合作がここに成立する。いわゆる「連ソ」「容共」の国共合作である。このときの合作の形態は党内合作とよばれるもので、共産党の側が党籍はそのままにして個人の資格で国民党に入党したのである。

第一次国共合作の成立した国民党一大大会こそ、中国の共産主義者たちが華々しく歴史の舞台へと躍りでる跳躍台だった。と同時に、中国の民族主義者たちにとって、北伐、国民革命へと歩みだす出発点だったのである。

二つの「宣言」の真偽論争

さきに、奇妙なことに国民党の一大大会の宣言は二種類ある、といったが、あるいは当然に……、といった方が良いのかもしれない。二種類とは国民党のいうものと、共産党のいうものの、二種である。両党はともに孫文を高く評価し、孫文を自分の陣営に取り込もうとしてきた。国民党が自党の創設者を奉るのは当然として、共産党も孫文を自分たちの運動の偉大なる先行者と位置づけてきたのである。

国共両党は周知のように、第一次国共合作の崩壊後、抗日戦争前後の約十年間をのぞき、一貫して敵対関係にあった。敵対しあう党派がしかじかの歴史事象について、まるで異なった評価を下すことはよくあることだから、なにほどのことでもないといえるむきもあるだろう。しかし、公開されていた大会で決議され、満天下に向けて発せられた宣言をめぐって半世紀以上もたった今日、なおその真偽が争われるのには、やはりそれ相応の歴史的條件があると見なければならぬだろう。

では、二つの宣言はどう違うのか。

まず国民党系の掲げるものを見よう。それは、中国国民党中央委員会党史資料編纂委員会の所蔵にかかる「民国十三年四月、中央執行委員会が第一次全国代表大会決議案にもとづいて校正した校正本」によっている。校正のさいに用いられた底本は、つぎに挙げる秘書処本であると見てよい。国民党系の『国父全集』、『革命文獻』等、権威あるものはすべてこれを収める。ただし、校正を行った中執が四月のいつ開かれたかをはじめ、その詳細はどこにも述べられておらず、解明すべき問題は多い。

それに対し、孫文自身が審定した『国民党全国大会紀事録』におさめるものこそ宣言の真本だと主張したのが榮孟源氏である。該書の表題には孫文の筆跡で『中国国民党第一次全国

代表大会紀事録」と傍点をほどこした七字が書き加えられているという（加えて一九二四年から二六年にかけての国民党系の刊行物に収めるものがこれに同じであることを、補強材料とする）。

宋氏の論文「中国国民党第一次全国代表大会宣言的真偽」は、一九七九年刊の『辛亥革命史叢刊』創刊号に発表された。国民党系が中執の校正の權威によったのにたいし、宋氏は総理の審定を対置したのだが、なぜそのように主張できるかについては、後述する。

その論文の発表の後に大陸から刊行された『孫中山選集』第二版、『孫中山全集』第九冊等はみなこれと同じ内容の、一全大会秘書処の一九二四年二月刊本をテキストにしている。選集第二版が出るまでは、普通に見ることのできたのは校正本の系統のものであって、大陸で一九五六年に刊行された『孫中山選集』第一版も校正本を襲うものだったのである。

では両者の違いはどこにあるのか。まず「宣言」の構成を見よう。「宣言」は以下の三節よりなる。

- 一 中国の現状
 - 二 国民党の主義
 - 三 国民党の政綱
- 第一節では近代の革命史を概説して当時の有力政治勢力、立憲派・連省自治派・和平会議派・商人政府派を批判する。

第二節は言うまでもなく、民族・民権・民生の三主義を解説する。第三節では、甲・対外政策、乙・対内政策の二項にわけて、具体的な政策が箇条書きであげられる。

校正本と比べて、秘書処本は、第二節の民生主義の部分で二段落、中国文で約二百七十字多い。さらに対内政策でも一カ条（約百三十字）多く、全十六カ条になっている（ちなみに、対外政策はともに全七カ条）。つまり、秘書処本から上記二項を削った（校正した）ものが校正本なのである。

付言すれば、宣言制定の日を校正本の採用者が一月三十一日とするのに対し、秘書処本の採用者は一月二十三日にしている。三十一日は大会終了の翌日、宣言を発表した日とされている。四月の中執会議で二月刊行の秘書処本の誤りを校正して三十一日発表のものに戻した、との意に出るものである。後者の二十三日という日付は、大会会期中で宣言が最初に議決された日である。この日付は、象徴的な意味ならともかく、二十三日以降の修正を排除することになるので、多くの修正部分を含む秘書処本の宣言の制定の日付としては不適当である。ちなみに、原刊本は未見だが、『中国国民党第一・二次全国代表大会會議史料』所収の秘書処本にあたるものは、「民国十三年一月 日」と刊行年月は入れているが、日のところをブランクにしている。

総理孫文の権限

ここで、宋氏が自説主張の根拠とした、孫文自らの審定、の問題に戻ろう。つまり、国民党内における総理孫文の位置如何の問題である。

一 全大会で決定された党の規約、「中国国民党総章」は全十三章と付則からなるものだが、その第四章「総理」の全箇条はこうである。

第十九条：本党は、三民主義・五權憲法を創造実行してきた孫先生を総理とする。

第二〇条：黨員は総理の指導に服従し、主義の進展に努力せねばならない。

第二一条：総理は全国代表大会の議長である。

第二二条：総理は中央執行委員會の議長である。

第二三条：総理は全国代表大会の議決にたいし否認再審要求の権限をもつ。

第二四条：総理は中央執行委員會の議決にたいし最終的に決定する権限をもつ。

見られるとおり、総理の地位は、中央執行委員會のうえに立つ独裁的なものである。当時において、孫文の存在が革命派人士中で卓越したものであることは認められるにせよ、それにしても独裁的権限を有するというのはいささか異常に見えるが、彼の創りだした主義の実践団体なのだから当然と考

えられたのであろう。では、党の最高機関はなにか。民主主義を旗印に掲げる党だから、言うまでもなく、それは全国代表大会であると「総章」に規定されている（第五章「最高党部」、第二五条）。しかし、現実には、総理は大会の決定をも修正しえたのである。

大会宣言を例に取り、その一端を見てみよう。宣言の原案は二十日午後の会に提出され、意見が多いので、審査委員會の審議に付されることになる。委員は胡漢民、戴季陶、李大釗ら九人、総理の指名である。二十一日午後の会で審査結果が報告されるが、なお議決に至らない。二十三日午後二回目の審査報告がなされ、その修正案が議決される。この時の議長は孫文であった。

ところがその翌日、二十四日午前の会議で孫文ははやくも考試制度にかんする一条を政綱のなかに追加挿入するよう修正意見を提出する。これは簡単に通過、校正本・秘書処本ともに対内政策第五条に入れられているものがそれである。もちろん、これは総理孫文だからできたことであって、他の代表のよくなし得るところではなかった。

たとえば、二十九日午前の会議で、黄季陸が「比例選挙制を本党の政綱の一項に採用する」よう提案したときの議論はこうだった。

王案平（前略）①本案は政綱に関連する。政綱は宣言

中です。すでに決議通過したので、本会期中には修訂できない。ただ保留して明年の大会で提案再議できるだけだ。②本党の政綱中にはすべて選挙と規定してあるが、本席はそれに疑問があり、かつて宣言審査委員会に問い合わせたところ、これは形式的規定にすぎず、わが党は目下軍政時期・訓政時期にあるのだから、もちろんこれらの選挙法を適用しはしない、とのことだった。のち、総理が「各種の考試制度を制定して、選挙制度の及ばぬ所を補う」との一条を加えたが、このことから、われわれは現在ただ考試選挙を適用するだけで、その他の選挙は適用せぬことが分かる。

劉伯倫（保留に賛成、とまず述べ）政綱はすでに宣言中で決議通過したものであるから、もし本案が成立すれば、政綱を修訂せねばならず、すでに決議通過した案件に影響を及ぼすことになる。決議通過した案件は、総理が復議権を行使する場合をのぞき、同一会期中に修訂することはできない。みな、この点に留意されたい。

かくして保留案が可決された。このときの議長は林森。他の代表たちの提出した諸議案もほぼ同じ扱い。つまりいったん議決された議案の修正は許されなかったのである。

しかし、再度いうが、孫文ならそれが可能だった。もう一例だけ挙げよう。三十日午前、大会も大詰めに近づいた会議で、孫文は自分は議長をしながら、廖仲愷に政綱にかかわる

臨時動議を提出させる。登壇した廖は、孫の意を受けて、①租界制度が二十世紀の今日なおも中国に存在しているのは、まこと中国人にとって民族の恥辱であり、回収して中国の管理下に置くべきである。②外国人は中国の領土内では中華民国の法律に服すべきである。③庚子賠款は教育経費として完全に割り当てるべきである——との三点について、提案趣旨を説明、討論に入った。記録に残る討論はこうである。

主席 討論を開始します。

劉泳闓 本席はこの案にいさか疑問がある。つまりこの案はいかなる性質のものか。どこに入れようというのか。これを議決して政綱のなかに入れるのか。

沈定一 これはもちろん一決議案である。

主席 本案は議決して政綱に加えるのがよいと思う。いま本案を政綱の対外政策に加えることを量るので、付議者は挙手されたい（付議者十人以上——提案として成立の意：引用者）。意見はありますか。

李希蓮 この案を政綱の対外政策に加えるのには、本席は意見があります。おもうに、政綱中の対外政策第一、二両項は、すでに提案の趣旨を完全に包括し尽くしており、本案はなんら必要ではない。みなさん、よくご覧になればお分かりでしょう。

張秋白 本案を政綱に入れるべきは、議論するまでもな

いことである。本席は入れることにおおいに賛成で、すぐに表決するよう望む。

李国瑞 本席はこの提案に大賛成である。ただ政綱に加えるのは絶対によくないと思う。けだし宣言は会期中に議決したものであるから、同一会期中に増加改訂することはできない。本席は本会議の決議を尊重するがゆえに、加えるのに反対なのである。ただこれは議事の時間の前後の問題であって加えるべきか否かの問題とは違うことに、注意されるようお願いする。

主席 本案を政綱に入れることに、本総理はおおいに賛成である。当初、宣言起草するにあたり、本総理は対外政策に列挙すべき項目について、依頼をしておいた。いまの政綱中の対外政策には、この三事を入れ忘れており、概括的な規定はあるが、なお明白でないきらいがある。本総理はこの三事を特筆大書すべきだと考える。今、主権回収を云うものはいるが、みな中身がなくなっただけで、有効な方法をもたない。また、租界回収を云うもの有りとは聞かない。いまやわれわれに方法があるのは、実に喜ぶべきで、すみやかにそれを加えて宣言を補充すべきである。思い起こすに、私が（臨時大統領を——引用者）やめて、南京から上海にいったその日、十六カ国の外国人と外交官が尚賢堂で歓迎会を開いてくれたとき、私はこういった。「あな

たがた外国はわれわれの租界回収を援助すべきだ」と。当時、多くの外国人はなにもあえて云おうとしなかったが、私の説に賛成するものもあった。しかし、外国の新聞は、攻撃を加えてきた。またほかに、私は文章で、租界回収を主張した。私は都合、前後二度租界回収を提唱した。一度は歓迎会の場で多くの外国人を前にして、一度は書物を書き租界で発行して。租界はもともとわれわれの土地であって、外人が租界は自分たちのものと考えているのは大きな間違いであることを知らねばならない。上海地方のごときは、すでに彼らの植民地であると考えられているが、まことに悔しいことである。現在、大会はまだ閉会していないのだから、いそぎこの考えを政綱の対外政策のなかに加えることはまことに大事なことであり、本総理はこの提案をも付議に加える。

曹似冰 領事裁判権はすでに第二点に含まれているので、本席はさらに加えないのがよいと思う。

彭素民 総理には当然、付議の権がある。

沈定一 これは付議の問題ではなく、総理には当然、提案権がある。かつ、政綱内にならずしも限られるのではなく、政綱以外のことも提案できる。

主席 いまあまり討論する必要はない。もしみなさんが入れてよいと認めれば、ただちに本総理が文字を修正すれ

ば、それでよい。

みな、表決に付するように請うた。

主席 いま表決に付する。本件の通過、本総理による文
字修正、に賛成のものは挙手するよう。 可決。

結局、これも可決されるが、それは総理のなにもものをも超
越した権限にもとづいてのことだった。

このようであるとすれば、榮氏の主張されるよう、総理孫
文がみずから審定した宣言の版本こそ本物ということになろ
うが、その場合中執の校正にたいして総理孫文がいかなる態
度を取ったかがなお検討されねばならないであろう。

削除された部分とは

ところで、一全大会宣言の、いま普通に見られる日本語訳
としては、岩波文庫版『三民主義』付録、中央公論社版『世
界の名著66 孫文・毛沢東』、法律文化社『孫文選集』所収
のものがあるが、それらはいずれも校正本を訳出している。
最新の法律文化社版には、訳者西村茂雄氏による秘書処本と
の異同について詳細な注記があり、校正本で省かれた部分も、
注のなかで訳出されている。

では、大会後の四月に中執の校正によって省かれた部分と
はいったいいかなる部分なのか、西村氏といくらか意見の違
うところもあるので、拙訳をかげさせていただく。まず、

民生主義の説明の部分――

中国は農業国であるから、軍隊は、その多くを農民から
の徴兵・補充によっている。にもかかわらず、それは民衆
の利益を守らず、また人民の帝国主義にたいする抵抗を助
けず、かえって帝国主義のあやつる軍閥のために、人民の
利益を踏みにじっている。国民党は、ここに有史以来のき
わめて大きな矛盾があると考ええる。そうなるのは、中国経
済が後進的で、農民が困窮しているため、やむを得ず軍閥
に雇われてわずかに生存を図らねばならないからである。
その結果、ますます貧困を増し、人民に圧迫を加え、つい
には土匪にならせてもお構いなし、といったぐあいである。
こうした矛盾を取り除くには、軍隊中の農民の真の利益と
現在争っている利益とが互いに衝突しあうという弊害をな
くすことである。国民党は、宣伝活動を強化して一般兵士・
下層士官に真の利益の所在を認識させ、革命の軍隊を創り
あげて人民の利益のために奮闘するであろう。

およそ国民党を助けて、人民の敵を駆逐し、自衛のため
の革命政府樹立に奮闘する革命軍にたいし、国民は特別の
待遇を与えるべきである。革命完成後、革命軍人が帰農を
望むなら、革命政府は広い田を与え、そこからの収入で家
族を扶養できるようにするであろう。

つぎに、対内政策の第八条――

れておく。

その一は本誌の前身たる『支那』第十五卷第三号の「時報」
欄、「国民党大会の結果」と題する記事のなかで訳出されて
いる「宣言」である。それは、第三節「国民党の政綱」の部
分が、第一、総綱、第二、対外政策、第三、対内政策、第四、
施行方法、の四部分からなる。これはおそらく『広州民国日
報』等に配信された覚悟通訳社のものにもとづいて訳出され
たものと思われる。それは二十三日午後の会議での決議とし
て配信され、誤りが多いと批判されて『広州民国日報』が掲
載を取り止めたものだが、他のものとの比較をすることによ
り、二十三日の決議の原貌を復元する素材となしうるもので
ある。

一見して明らかなように、校正本で削除された箇所は、第
一次国共合作の成立にさいし、合作反対派と推進派とのあい
だで論争、綱引きの対象となった、もっとも微妙な問題にか
かわる部分なのである。ということは、中国国民党が孫文の
主義を实践するための組織である以上、いずれが正しいのか
は、その主義における整合性の観点からする検討がなされね
ばならないであろう。その点については、近い将来の宿題と
することにします。

ところで、日本語のなかには、いままで取りあげてきた校
正本と秘書処本以外のものもある。比較的知られた外務省版
『孫文主義』については、あまり煩瑣にわたることになるの
で、ここでは省略にしたがうが、重要なもの二種について触

その二は、『大阪朝日新聞』一九二四年一月二十三日付
「国民党大会宣言」等の報ずるものである。これは「宣言」
だけしかないのだが、「広東特電、二十日発」ということか
ら分かるように、二十日午後の会議に提出された原案を報じ
たものである。それは、対外政策六条と対内政策十六条、よ
りなる。管見のかぎり、中国文の原文はまだ見つけれられてお
らず、きわめて重要な史料なので、文末に政策の部分全文を
付録しておく。なお、マイクロの検索をお願いした森悦子さ
んの御教示によれば、ほとんど同じ記事が京城の『東亞日報』
にも掲載されている。当時、国民党関係の報道はけっして多

くないのだが、関心のありようの一端を窺わせてくれるものである。

〈付 録〉

『大阪朝日新聞』一九二四年一月二十三日、「国民党大会宣言」中の政策部分

対外政策

- 一、一切の不平等条約、治外法権、外人の関税管理権、其他民国の主権を侵害する条約は総て取消す
 - 二、進んで特権を放棄し民国の主権を害する条約を廃棄する国家は最恵国と認む
 - 三、民国の利益を損する条約は改訂し双方の主権を害せざるを以て原則とすべし
 - 四、外債は政治上、実業上損失を受けざる範囲内にて保証並に償還す
 - 五、北京政府の如き人民の責任なき政府の外債は償還の責めを負はず
 - 六、各省の職業団体、社会团体によって会議を組織し外債償還の途を開き支那が列国の半植民地の地位を脱するに努むべし
- ##### 対内政策
- 一、中央と地方の権限は同権主義を執る、中央集権或は地方分権に偏せず
 - 二、各省人民は省憲法を定め省長を自選することを得

三、県を以て自治の単位とする

四、普通選挙を實行す

五、人民は集会又は一般投票の方法に依って其權利を行使することを得

六、集会、結社、言論、出版、居住、信仰等の自由

七、募兵制度を改めて徴兵制度とす

八、関税を管理し保護政策を實行したる後政府及び工業界は遊民、土匪を正業に就かしむる方法を講ずべし

九、地租の法定額を定め厘金の如き悪税は一切廃止す

十、各省人民の食糧の均分を期す

十一、農村組織を改良し地主と小作人との地位の平等を計る

十二、労働組合を回復し労働法を制定す

十三、男女平等権を確認す

十四、教育の普及、学制の統一、教育費の独立を勵行す

十五、土地法を規定し個人の所有地は地主より政府に地価を報告することとす、若し政府にて必要の時其地価にて買取すべし

十六、鉄道、工場等は国家において経営管理す